

議案第 12 号

小松市伝統的建造物群保存地区保存条例について

小松市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のように制定する。

小松市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 市長は、保存地区が定められたときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項
- (3) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備

に関する事項

3 市長は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築，増築，改築，移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕，模様替え又は色彩の変更であつて，その外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げる行為については，同項の規定による許可を受けることを要しない

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築，増築，改築，移転又は除却
 - ア 仮設の工作物の新築，増築，改築又は移転
 - イ 水道管，下水道管，井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築，増築，改築，移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等を防除するための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか，次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 石川県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし，次に掲げる行為を除く。

- (ア) 建築物等の新築，改築，増築，移転又は除却（仮設の工作物を除く。）
- (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 前条第1項各号に掲げる行為が次の各号に定める基準に適合しないときは、市長は、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕，模様替え若しくは色彩の変更であって，その外観を変更することとなるものについては，これらの行為後の伝統的建造物の位置，規模，形態，意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については，移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については，除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築，増築若しくは改築又は修繕，模様替え若しくは色彩の変更であって，その外観を変更することとなるものについては，これらの行為後の当該建築物等の位置，規模，形態，意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については，移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については，除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については，これらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定めるものについては、第4条第1項の許可を受け、又は前条の協議をすることを要しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の規定による協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保存地区の保存のために必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその行為をしている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正の手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、第10条に規定する審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(経費の補助等)

第9条 市長は、保存地区の保存のために必要と認められるときは、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧

について、自ら保存のために適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第10条 市に小松市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長に建議する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域住民を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、適当と認める者を市長が委嘱する。

7 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示

のあった日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

「

文化財調査委員会委員	日額 7,200
類似モーテル建築審議会委員	日額 7,200

」を

「

文化財保護審議会委員	日額 7,200
伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	日額 7,200
類似モーテル建築審議会委員	日額 7,200

」に

改める。

議案第 13 号

ひとつものづくり科学館条例の一部を改正する条例について

ひとつものづくり科学館条例の一部を改正する条例について次のように制定する。

ひとつものづくり科学館条例の一部を改正する条例

ひとつものづくり科学館条例（平成25年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条，第21条関係）

区分	観覧料（1人につき）	
	個人	団体
大人	500 円	400 円
高校生以下	250 円	200 円

備考

- 1 「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校，高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。
- 2 「高校生以下」とは、3歳以上の者で、「大人」以外の者をいう。
下同じ
- 3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。
- 4 3Dシアターホールの利用の単位は、1回当たりとする。
- 5 ものづくり・科学体験展示ホール，科学実験室及び技術工作室は，当日に限り，再入場を可能とする。

別表第2（第6条，第20条関係）

区分	年間パスポート料金（1件につき）
大人	3,000 円
高校生以下	1,500 円
ファミリー（大人1人+高校生以下1人）	4,000 円
カップル（大人1人+大人1人）	5,000 円

別表第3中

	28,000円	58,000円	70,000円	140,000円
	37,000円	76,000円	90,000円	180,000円
	5,000円	11,000円	12,000円	25,000円
	7,000円	14,000円	16,000円	32,000円
	1,200円	2,500円	2,900円	6,000円
	500円	1,100円	1,200円	2,600円
	300円	700円	800円	1,700円
	500円	1,100円	1,200円	2,600円
	1平方メートル・1日につき 43円			

」を

	29,300円	60,800円	73,300円	146,700円
	38,800円	79,600円	94,300円	188,600円
	5,200円	11,500円	12,600円	26,200円
	7,300円	14,700円	16,800円	33,500円
	1,300円	2,600円	3,000円	6,300円
	500円	1,200円	1,300円	2,700円
	300円	700円	800円	1,800円
	500円	1,200円	1,300円	2,700円
	1平方メートル・1日につき 45円			

」に

改める

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

ひととものづくり科学館条例（平成25年小松市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1(第6条, 第20条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。以下同じ。</p> <p>2 「幼児」とは、<u>3歳以上の者で、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。</u></p> <p>3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。</p> <p>4 3Dシアターホールの利用の単位は、1回当たりとする。</p> <p>5 ものづくり・科学体験展示ホール、科学実験室及び技術工作室は、当日に限り、再入場を可能とする。</p> <p>別表第2(第6条, 第20条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 3Dシアターの観覧は、1日につき1回を上限とする。</p>	<p>別表第1(第6条, 第20条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。以下同じ。</p> <p>2 「<u>高校生以下</u>」とは、<u>3歳以上の者で、「大人」以外の者をいう。以下同じ。</u></p> <p>3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。</p> <p>4 3Dシアターホールの利用の単位は、1回当たりとする。</p> <p>5 ものづくり・科学体験展示ホール、科学実験室及び技術工作室は、当日に限り、再入場を可能とする。</p> <p>別表第2(第6条, 第20条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 3Dシアターの観覧は、1日につき1回を上限とする。</p>

<p>2 年間パスポートの有効期間は、交付の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日が科学館の休館日に当たるときは、その翌日までとする。</p>	<p>2 年間パスポートの有効期間は、交付の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日が科学館の休館日に当たるときは、その翌日までとする。</p>
---	---

【別記1】

現行

区分	観覧料(1人につき)	
	個人	団体
3Dシアターホール、ものづくり・科学体験展示ホール、科学実験室、技術工作室	大人	800円
	高校生	500円
	幼児、小学生、中学生	300円
3Dシアターホール	大人	600円
	高校生	400円
	幼児、小学生、中学生	200円
ものづくり・科学体験展示ホール、科学実験室、技術工作室	大人	500円
	高校生	300円
	幼児、小学生、中学生	200円

改正後(案)

区分	観覧料(1人につき)	
	個人	団体
大人	500円	400円
高校生以下	250円	200円

【別記2】

現行

区分	年間パスポート料金(1人につき)
大人	4,000円
高校生	2,500円
幼児, 小学生, 中学生	1,500円

改正後 (案)

区分	年間パスポート料金(1件につき)
大人	3,000円
高校生以下	1,500円
ファミリー (大人1人+高校生以下1人)	4,000円
カップル (大人1人+大人1人)	5,000円

ひとつものづくり科学館条例（平成25年小松市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第3(第8条, 第11条, 第20条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「イベントホール」の専用利用の単位は、大型稼動間仕切りで区画される3区画のうちの1区画当たりとする。 2 施設の専用利用時間が、午前、午後、夜間及び全日の時間に満たない場合の専用使用料は、当該午前、午後、夜間又は全日の専用使用料とする。 3 専用利用区分を連続して専用利用するときの専用使用料は、それぞれの専用利用区分の専用使用料を加算して得た額とする。ただし、午前、午後及び夜間の専用利用区分を全て連続して専用利用するときは、全日の専用利用区分を適用する。 4 専用利用区分以外の時間に専用利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の専用使用料は、1時間につき、その専用利用が午前6時から午前9時30分までのときは午前の、正午から午後1時まで、又は午後5時から午後6時までのときは午後の、午後10時から翌日の午前6時までのときは夜間の、それぞれの専用使用料の額をそれぞれの専用利用時間区分の時間で除して得た額の100分の120に相当する額とする。この場合において、専用利用時間に 	<p>別表第3(第8条, 第11条, 第20条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「イベントホール」の専用利用の単位は、大型稼動間仕切りで区画される3区画のうちの1区画当たりとする。 2 施設の専用利用時間が、午前、午後、夜間及び全日の時間に満たない場合の専用使用料は、当該午前、午後、夜間又は全日の専用使用料とする。 3 専用利用区分を連続して専用利用するときの専用使用料は、それぞれの専用利用区分の専用使用料を加算して得た額とする。ただし、午前、午後及び夜間の専用利用区分を全て連続して専用利用するときは、全日の専用利用区分を適用する。 4 専用利用区分以外の時間に専用利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の専用使用料は、1時間につき、その専用利用が午前6時から午前9時30分までのときは午前の、正午から午後1時まで、又は午後5時から午後6時までのときは午後の、午後10時から翌日の午前6時までのときは夜間の、それぞれの専用使用料の額をそれぞれの専用利用時間区分の時間で除して得た額の100分の120に相当する額とする。この場合において、専用利用時間に

<p>1 時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間が30分以上であるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満であるときはこれを切り捨てる。</p> <p>5 専用利用者が、営業その他これに類する目的をもって3Dシアターホール、イベントホール又はレストルームを専用利用する場合は、専用使用料の額に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合 100分の200</p> <p>(2) 入場料を徴収しない場合 100分の100</p>	<p>1 時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間が30分以上であるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満であるときはこれを切り捨てる。</p> <p>5 専用利用者が、営業その他これに類する目的をもって3Dシアターホール、イベントホール又はレストルームを専用利用する場合は、専用使用料の額に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合 100分の200</p> <p>(2) 入場料を徴収しない場合 100分の100</p>
<p>6 専用利用者が、3Dシアターホール又はイベントホールを専ら準備、撤去等のために専用利用する場合の専用使用料は、その専用利用に係る専用利用時間区分に対する専用使用料の額の100分の50に相当する額とする。</p> <p>7 イベントホールのガス設備を専用利用する場合は、これに要するガス料金の実費を加算するものとする。</p> <p>8 この条例及び規則で定めるところにより算出した専用使用料等の合計額に、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>	<p>6 専用利用者が、3Dシアターホール又はイベントホールを専ら準備、撤去等のために専用利用する場合の専用使用料は、その専用利用に係る専用利用時間区分に対する専用使用料の額の100分の50に相当する額とする。</p> <p>7 イベントホールのガス設備を専用利用する場合は、これに要するガス料金の実費を加算するものとする。</p> <p>8 この条例及び規則で定めるところにより算出した専用使用料等の合計額に、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>

		午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時30分から午後10時まで
3Dシアターホール	平日	29,300円	60,800円	73,300円	146,700円
	土曜日, 日曜日, 休日	38,800円	79,600円	94,300円	188,600円
イベントホール	平日	5,200円	11,500円	12,600円	26,200円
	土曜日, 日曜日, 休日	7,300円	14,700円	16,800円	33,500円
レストルーム		1,300円	2,600円	3,000円	6,300円
出演者控室 1		500円	1,200円	1,300円	2,700円
出演者控室 2		300円	700円	800円	1,800円
ギャラリー		500円	1,200円	1,300円	2,700円
屋外イベント用地					
1 平方メートル・1日につき 45円					

美術品購入選考委員会の開催結果について

1. 経過

1月17日 教育委員会にて美術品購入選考委員の任命を承認

1月20日 美術品購入選考委員の任命

委員

氏名	職業	分野
中田 和雄	陶芸家	博物館協議会 委員
広岡 邦章	古美術商	博物館専門委員会 委員
高 賢誠	陶芸家	文化財調査委員会 委員
曾我 章	洋画家	小松美術作家協会 学識経験者
山本 勇	洋画家	小松美術作家協会 学識経験者

任期 平成31年1月20日～平成33年1月19日

2月3日 宮本三郎美術館（2階 多目的室）にて、美術品購入選考委員会を開催

2. 討議内容について

宮本三郎の作品2点【別紙 資料参照】について検討いただいた。各委員の発言の要旨は以下のとおり。

- ・高 真筆か、間違いはないかどうか。
宮本三郎の美術館としては、新しくみつかったら、散逸を防ぐために、ここに集めるのがよいと思います。購入するというところで結構ではないでしょうか。
- ・曾我 <手かがみ>の作品をみると曲線がきれいでふくよかな女性像という、宮本の女性像の特徴がよく出ている。ぱっと見た瞬間、色がきれい、瑞々しい色合いでとても素晴らしい作品だと思います。
<子供>は、宮本先生の初期の筆使いがよく現れている作品だと思います。板に描いている。とても肌の色まで、ほんとにきれいです。
- ・山本 宮本三郎先生の<婦女三容>という代表作のいわゆるエスキース（習作）的な感じで描かれた、そういう作品。ひとつの大作を作るまでの過程ということがいろいろと想定できる。非常に興味深い作品だと思います。

最近はインターネットなどで、ほんとに思いがけないところに、作品が動きます。そうしているうちに、所在不明になってしまっている。美術館としては、やはり見つかったときに、きちんと精査して収めていくことは非常に大切なことだと思います。

- ・広岡 業者として、心配するのは、とんでもない値段で買うのではないかということです。これは、値段をみると良心的だと思います。
- ・中田 これは妥当でよいが、時によって値段は結構変わる。その時の適正な価格ということで検討する必要があります。

結果 <手かがみ>は、<婦女三容>のエスキースの要素があって貴重。
<子供>の作品は、モデルがはっきりしており、描かれている時期、エピソード的なものも含めてふさわしい。また、値段も適正と思われる。以上により宮本三郎作品2点の購入について、全員一致でご承認いただきました。

3. 今後の予定

平成31年度予算に計上し、議会承認後、新年度当初に購入手続きを実施。

■その他

「しらべてみよう！むかしのくらし」展の学校見学状況（2月15日現在）

小松市内 22校・ 能美市 1校・ 加賀市 2校 **計25校**



学校見学風景



学校からの感想文の掲示



《手かがみ》

1935（昭和10）年 73.4×39.5 cm

油彩・キャンバス

これまで所在不明とされていた作品で、この度新たに発見されたもの。

宮本三郎初期の代表作である《婦女三容》（当館所蔵）と同年に描かれた和装女性と同モデルで、《婦女三容》のための習作ではないかと考えられる。習作らしい色使いの美品である。



《子供》

1933（昭和8）年頃 油彩・板

長く所在不明であった作品。人物のモデルは、宮本三郎の長女美音子氏で、4歳頃だという。子供のいなかった宮本三郎の妹夫婦が、美音子氏の面倒をよくみており、このご夫婦に贈るために描かれたもの。ご主人は、新潟県出身とのことであるが、何かの折に流出したと思われる。複雑で奥深い色彩による初期の貴重な逸品である。

第 29 回東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに

研究大会（平成 31 年度小松大会）開催について

毎年、会員都市の持ち回りで開催している東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに研究大会を、以下の日程で本市において開催するもの。

1. 日 時 平成 31 年 4 月 25 日(木)～26 日(金)

2. 場 所 サイエンスヒルズこまつ わくわくホール

3. 日 程

① 4 月 25 日(木) 13:30 ～ 17:30

総会、研究大会事例研究発表、分科会（※下記 3 部会）

※・教育行財政部会

新教育委員会制度の効果的な活用、学校適正規模化・学校再編 など

・学校教育部会

新たな教育課題への対応、教員の資質能力向上・働き方改革 など

・生涯学習部会

地域と学校が連携・協働した活動推進、社会教育施設における生涯学習 等

② 4 月 26 日(金) 8:50 ～ 13:00

文教施設等視察研修（下記の 3 コースを設定）

・ものづくりのまち小松コース（サイエンスヒルズこまつ、コマツ栗津工場）

・小松の伝統文化・工芸コース（こまつ曳山交流館、錦窯展示館、登窯展示館）

・小松の歴史と石の文化コース（那谷寺、滝ヶ原石切り場・アーチ石橋群）

4. 出席者

東海北陸地区（富山県・福井県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県）102 市の教育長

中学校部活動【Big growth award】表彰

1 ねらい

- ・部活動において、真摯な態度でチームを支えたり、個人的に努力を続けたりして、3年間、ひたむきに努力を続けた生徒や、進んで仲間を支えた生徒を積極的に評価する。
- ・将来、子供たちが様々な場面で自信をもって行動することができ、社会に欠かすことのできない人材へと成長していくことを願い、本賞を設定する。

2 表彰審査基準

- (1) 真摯な態度でチームを支えたり、個人的に努力を続けたりして、3年間、ひたむきに努力を続けた生徒
- (2) 自分のことだけでなく、仲間やチームのことを考え部活動に取り組んだ生徒
- (3) 部員からの信頼が厚い生徒
- (4) 3年間の学校生活を通して、部活動以外の諸活動にも熱心に取り組んだ生徒

3 表彰

- (1) 小松市教育委員会教育長名で表彰する。
- (2) 被表彰生徒には、表彰状ならびに記念品を授与する。
- (3) 表彰人数は、各校、若干名とする。
- (4) 被表彰生徒には、当該校長を経て伝達する。

4 申請

- (1) 各学校長が推薦する。
- (2) 推薦書は別紙様式を用いる。
- (3) 申請期日、提出先は小松市教育委員会の指示によるものとする。

5 その他

- ・平成 29 年度 受賞者 14 名 表彰式 平成 30 年 3 月 8 日
- ・平成 30 年度 受賞者 18 名 表彰式 平成 31 年 1 月 28 日

平成 30 年度 小松市学校給食調理等業務委託の状況について

1 委託事業者について

- (1) 事業者名 株式会社ニッコトラスト
委託期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
(芦城小、第一小、南部中、日末小、芦城中、御幸中)
- (2) 事業者名 株式会社グリーンハウス
委託期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
(安宅小、苗代小、丸内中、安宅中)

2 委託内容等について

- (1) 安全安心なおいしい学校給食の提供
小松市学校給食の基本をベースに、より専門性の高い衛生管理やきめ細かなアレルギー対応による調理業務を継続。食育活動にも連携協力を求める。

小松市学校給食の基本 ー安全安心なおいしい給食の提供ー

- 学校の給食室を使って調理する自校方式で行う
- 献立は、市内共通の献立で行う
- 食材料は、「地産地消」を重視し旬や地域性を取入れた安全安心なものを選定

(2) 委託業務の範囲

食材発注・検収、調理、配缶、食器の洗浄・消毒・保管、清掃、記録等の業務

3 業務委託評価について（別紙）

平成 31 年度 小松市学校給食調理等業務委託について

(平成 30 年 8 月 16 日の教育委員会会議で報告)

<新規委託校>

荒屋小、今江小、符津小、栗津小、板津中（委託期間：平成 31 年度～ 3 年間）
平成 30 年 7 月 31 日のプロポーザル審査会で、(株)ニッコトラストを選定済

2020 年度 小松市学校給食調理等業務委託について

(平成 31 年 2 月 15 日の小松市学校給食あり方検討委員会で審議)

<委託予定校>

- ・2019 年度で 3 年間の契約を終える 6 校
(芦城小、第一小、南部中、日末小、芦城中、御幸中)
- ・新たな小学校 5 校
(稚松小、犬丸小、串小、矢田野小、能美小)

<委託事業者の選定方法>

学校給食に実績のある委託事業者をプロポーザル方式により 7 月頃選定。

【別紙資料】

小松市学校給食調理等業務委託評価について

1 人員配置

学校	業務責任者	日額	6 H	6 H	5 H	5 H	4H or3.5H
芦城小	1	1	1	1	1		3.5H
安宅小	1	1	1		1	1	
第一小	1	1	1	1	1	1	3.5H
苗代小	1	1	1	1	1		4H
日末小	1				1		
芦城中	1	1	1	1	1		3.5H
丸内中	1	1	1		1		4H
御幸中	1		1		1		
南部中	1	1	1	1	1	1	3.5H
安宅中	1		1		1		3.5H

※網掛け部分は増員

2 衛生講習・研修、衛生巡回指導の実施状況

(ニッコクトラスト)

本社リスク管理部衛生課による研修会 3回

衛生巡回指導 (1日1校 10~11月)

(グリーンハウス)

中部統括衛生責任者による講習会 1回 (その他毎月各校研修)

衛生巡回指導 (1日1校 11月)

3 食中毒の発生 なし

4 食物アレルギー対応誤り なし

5 食材誤発注 1件

6 委託事業者独自の工夫

安全確認票を作成、エプロン色分けを統一、調理員のキャリアアップ支援

7 食育事業他、学校への協力

学校ごとの特別給食の実施、市の食育事業 (生徒と考える献立の実施協力)

栄養士の不在期間に発注業務の協力

8 学校による業務評価

期間：平成30年4月1日～12月末（給食終了日）までの評価

方法：「学校業務評価表」への回答

対象：校長及び栄養教諭・学校栄養職員

○評価項目

検証項目	具体的項目	1学期	2学期
1 給食管理	①指示連絡事項の理解度	○	○
	②各種帳簿等の整理	◎	◎
	③緊急時の対応(異物混入等)	◎	◎
2 調理作業 (給食の完成度)	①食感(味付け等)	○	◎
	②調理技術の熟練度	○	◎
	③食物アレルギーへの対応	◎	◎
	④調理・洗浄作業の迅速性	○	○
3 食材管理	①検収作業の的確性	◎	◎
	②食材料の保管状況	◎	◎
	③各種帳票などの管理	◎	◎
4 施設等管理	①調理器具類の点検	○	◎
	②給食室周辺施設の清掃状況	○	◎
5 業務管理	①諸調査への協力状況	◎	◎
	②学校への入退室状況	◎	◎
6 衛生管理	①衛生管理マニュアルの遵守	○	○
	②細菌検査の実施状況	◎	◎
7 教育活動との連携	①給食関連行事への参加	○	◎
	②給食関連以外の学校行事への参加	○	○

◎大変良好な状況 ○良好な状況 △注意を要する状況 ×改善を図るよう指導が必要な状況

(学校からのコメント)

- ・委託会社独自の細菌検査も行い、手洗いなども記録している。
- ・食物アレルギー対応をしっかりと行っている。
- ・会社の業務責任者がすぐに対応してくれ、給食がスムーズに提供されている。
- ・細菌検査が陽性結果の場合に適切な対応がされていた。
- ・生徒集会や、生徒の委員会活動にも協力していただいている。
- ・たまに洗浄の不備がある。
- ・食器の数の把握に注意深さがほしい。
- ・衛生管理において、改善すべき点がある。
- ・調理員の補充を迅速に行い、作業人数が不足しないようにしてほしい。

～平成 30 年度青少年健全育成大会 君たちへ送るエール～
みんなの笑顔は未来を創る力

1. 開催目的

若者達が様々な困難に遭遇しても、自分の夢や目標を諦めることなく、将来に向かって前向きに積極的に生きていけるよう、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で共通の意識をもって青少年の健全育成に取り組んでいくことを目的に開催

2. 開催日時及び内容

日時：平成 31 年 2 月 9 日（土） 午後 1：15～ 午後 3：30

会場：こまつ芸術劇場うらら 大ホール 当日出席者：約 500 名

内容：○オープニングアトラクション ・コマツ HAPPYMELODY 児童合唱団

○表彰式 ・スマイルハート賞（4校受賞） ・社会教育賞（2個人、2団体受賞）

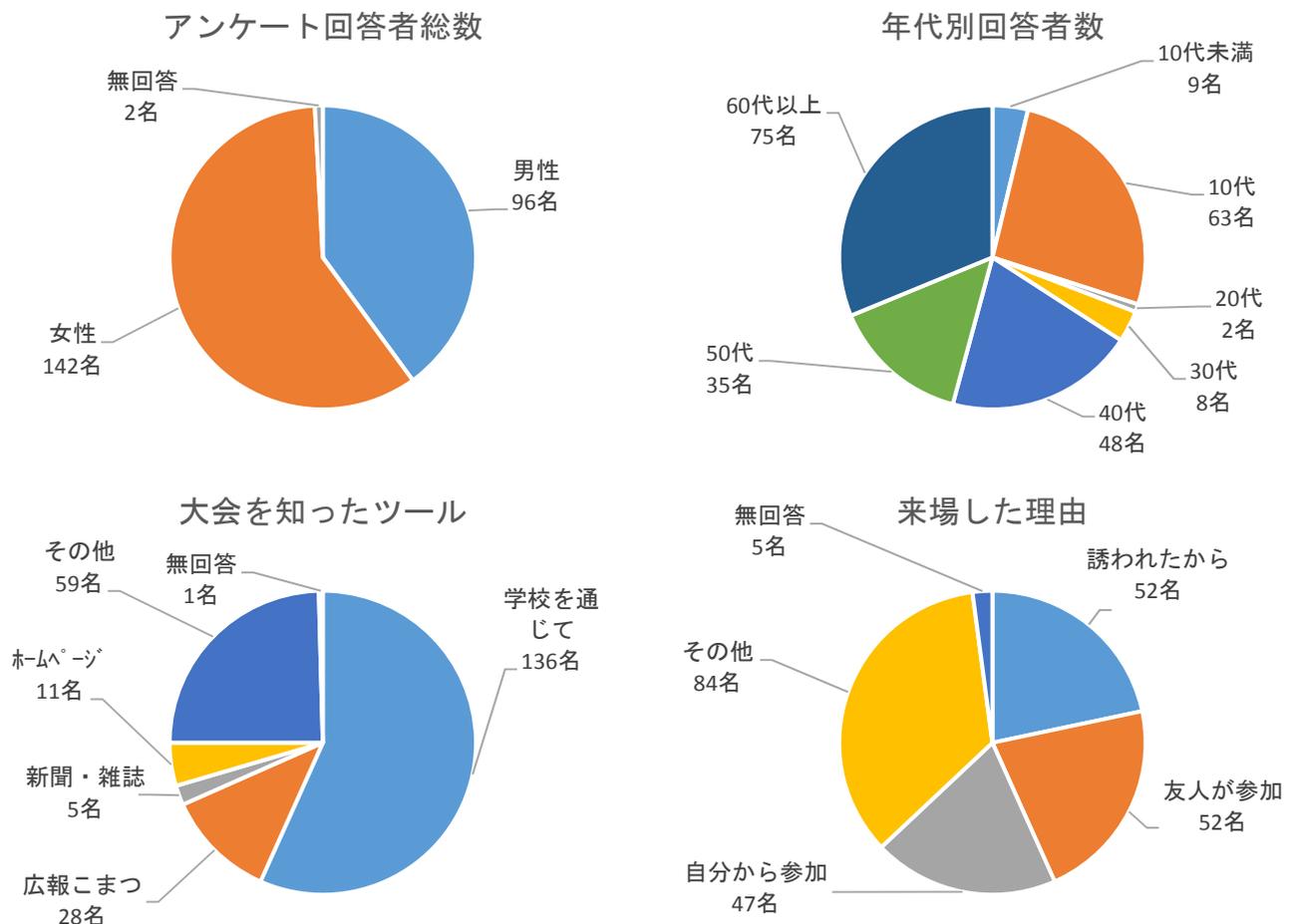
○基調講演

「人生のデザイナー」 ～夢を実現させるために～ 講師 三屋 裕子 氏

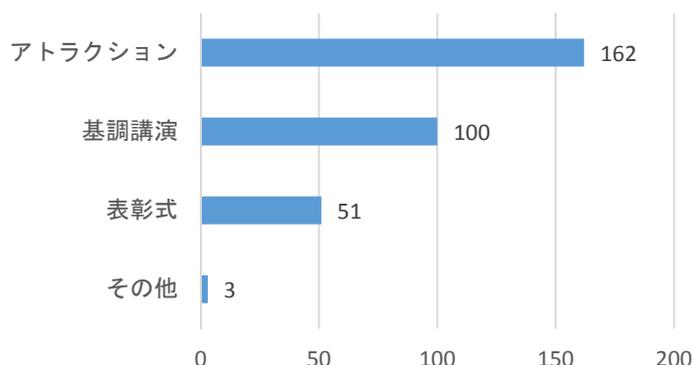
3. その他

- ・今年度は、大会の運営ボランティアに市内小中学校から 42 名の応募があり、司会や会場案内等、当日は様々な場面で活動を実施
- ・来場者及びボランティアスタッフのアンケートについては、次のとおり

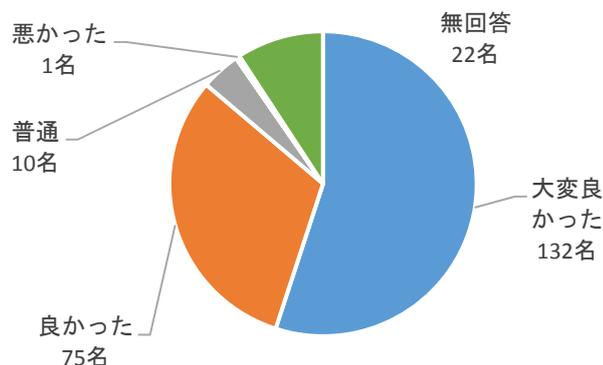
4. 来場者アンケート結果（回答者数：240名）



良かったと思う内容（複数回答）



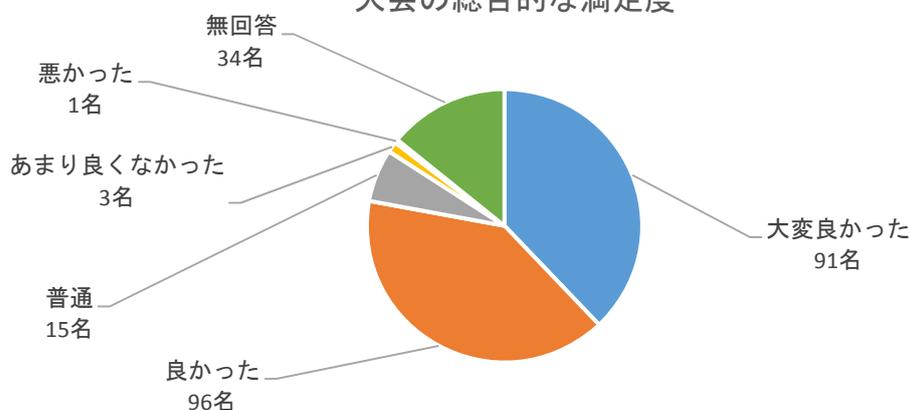
ボランティアについての感想



○ボランティアについての自由意見（抜粋）

- ・あいさつをしっかりされていて素晴らしかったです
- ・明るく対応してくれた。学生が行っていて良かったと思った
- ・大人の指導を受けながら来場者を案内している子供達の姿は大変良いと思いました。照れくさかったり恥ずかしかったりする年頃とは思いますが、もう少し大きな声で声かけして頂けるともっと良かったと思います
- ・ボランティアをしようと思う「心」が大切だと思う。本来のボランティア精神のある人は少なくなっていると思う

大会の総合的な満足度



○大会全般に関するご意見（抜粋）

- ・娘が今日の講演をきくことができ本当に良かったと思います。母も楽をえらばない勇気をもたなくてはと思いました
- ・毎回オープニングアトラクションを楽しみにしています。三屋さんの講和、大変ためになりました。目標をかかげて頑張る集団で、0がいたら全体が0になる。心に染みしました。ありがとうございました。
- ・講演は大切なポイントがたくさんあり、今からの行動につなげられるものでよかったです
- ・学校関係者の座席に人がいないのに、案内の紙があるので座れない。せっかくのいい場所が空いていて、皆さん後部座席に座っていたのは残念でした

5. 大会運営ボランティアについて

応募総数：5校 42名（小学校：2校 中学校：3校）

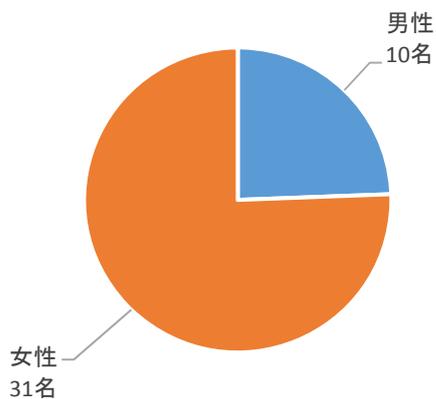
※当日、インフルエンザのため1名欠席）

活動内容：司会、式典の介添え、舞台展開、会場案内、受付など、

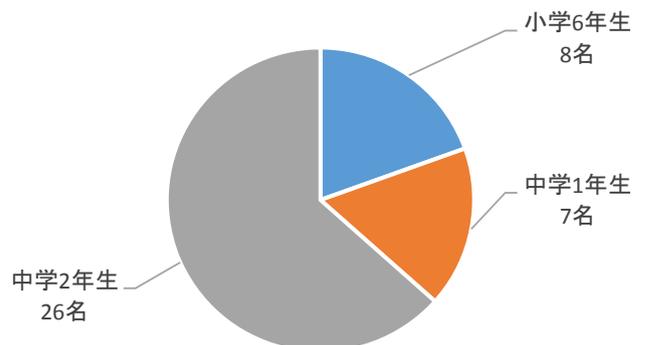


6. ボランティア活動についてのアンケート結果（回答者数：41名）

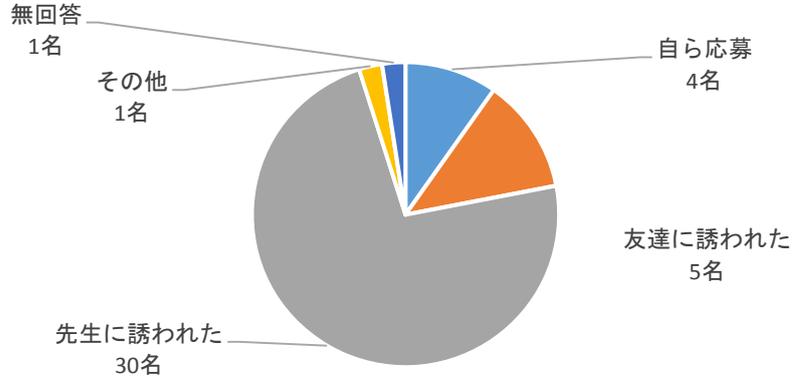
ボランティア参加者数（男女別）



ボランティア参加者数（学年別）

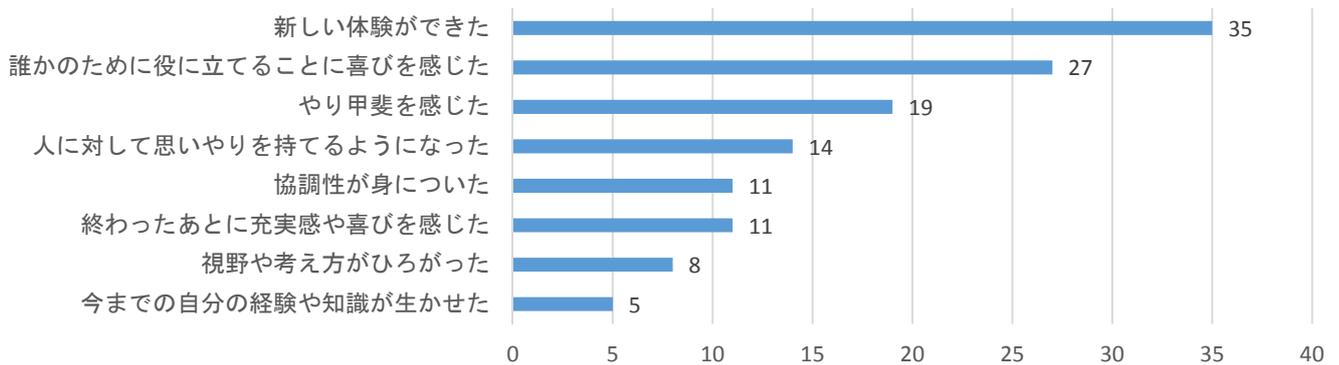


ボランティアに参加したきっかけ



※その他意見として、「親から言われた」

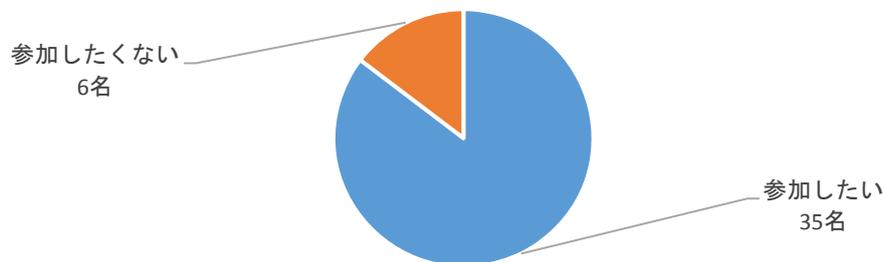
ボランティアに参加して良かった思ったこと（複数回答）



○ボランティアに参加して良かったと思うこと（自由意見）（抜粋）

- ・ボランティアをする事で、いろんな人の助けになれたのでうれしい
- ・人からあいさつをされたらちゃんと返さないと、した方が悲しいということが分かった
- ・緊張したけど、良い経験ができた
- ・他の中学校の生徒の方々と交流ができたので良かったです。みんなで協力してボランティアができたので嬉しかったです
- ・普段の学校生活では学べないことがたくさんあったのでよかった。責任感も感じられた

今後、他のボランティア活動に参加したいと思うか



○ボランティアに参加したい（したくない）理由（抜粋）

- ・普段の学校生活では学べないことがたくさんあったのでよかった。責任感も感じられた
- ・色々なことに挑戦し、これから社会に出ていくために必要な、そこでしか学べないことを学びたいと思ったから
- ・人の役に立つことがどれだけ大切なのか学ぶことができたので、いろんな場面でも活かしたいと思ったから
- ・いろんな人の役に立って、もっともっと自分を成長させたいから
- ・楽しかったし、たくさんの人々と協力して何かを行う喜びを感じることができたから
- ・休むひまなくしていたから
- ・受験があるから（4名）
- ・土曜日だから